

平成28年9月30日

現場代理人を兼任できる工事請負契約の拡大について

小金井市においては、厳しい経営環境下における施工体制の合理化に配慮し、このたび、現場代理人を兼任することのできる工事請負契約に係る金額について、下記のとおり引き上げることとしました。

記

1 改正内容

現場代理人を兼任することのできる工事請負契約に係る金額について、2,500万円（建築一式工事の場合は、5,000万円）未満を、3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満に引き上げる。

2 施行日

平成28年9月30日

問合せ先

総務部管財課契約係

電話 042-387-9813